■ 手数料について

申立手数料 ‥‥‥ **無料**

成立手数料 ‥‥‥ 和解が成立した場合には、解決額として示された紛争の価額を基準として、手続 の中で合意した当事者間の割合（原則として折半）で負担していただきます。

紛争の価額（A）	成立手数料額
300 万円まで	A×4%
300 万円を超え 1500 万円まで	A×1.5%+7万5千円
1500 万円を超え 3000 万円まで	A×1%+15万円
3000 万円を超え 5000 万円まで	A×0.5 %+30万円
5000 万円を超え 1 億円まで	A×0.35%+37万5千円

※別途消費税がかかります。

たとえば！

隣地のブロック塀が倒れて、200 万円相当の自動車が破損し、相手方から 100 万円の賠償を受けた場合。

解決額として示された紛争の価額は 100 万円なので、成立手数料は 40,000 円（消費税別）。
したがって、折半の場合、20,000 円（消費税別）がそれぞれの負担する成立手数料となります。

災害時ＡＤＲ ■ 申立窓口一覧

〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3
弁　護　士　会　館
丸ノ内線霞ヶ関駅 B1b 出口徒歩 0 分

電話・申立てはどこでもOK！！

東京弁護士会 紛争解決センター
弁護士会館 6 階 TEL **03-3581-0031**
受付時間　平日 9:30 ～ 12:00　13:00 ～ 15:00

第一東京弁護士会 仲裁センター
弁護士会館 11 階 TEL **03-3595-8588**
受付時間　平日 10:00 ～ 12:00　13:00 ～ 16:00

第二東京弁護士会 仲裁センター
弁護士会館 9 階 TEL **03-3581-2249**
受付時間　平日 9:30 ～ 12:00　13:00 ～ 17:00

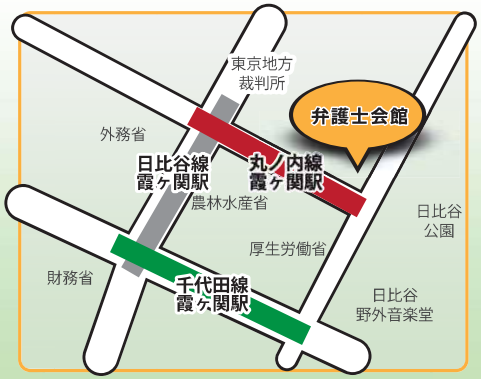

まずはお電話ください

災害時ＡＤＲ

Alternative 裁判外　Dispute 紛争　Resolution 解決

災害によるトラブルの解決は弁護士会にお任せ

災害を原因として発生したトラブルについて、
弁護士が間に入って話し合いを行い、
早期に解決することを目指す手続です。

東京弁護士会　第一東京弁護士会　第二東京弁護士会

※常設の ADR ではなく災害発生時に実施される特別な手続です

Q&A

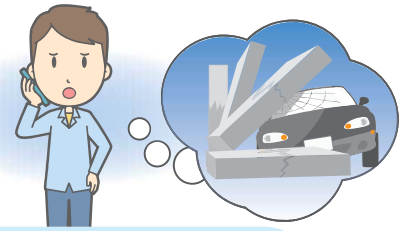

Q1 災害時ADRとは何ですか？

災害を原因として発生したトラブルについて、弁護士が間に入って話し合いを行い、早期に解決することを目指す手続です。

裁判所の訴訟とは異なり、損害賠償などの法的責任以外の事項について話し合うこともできます。証拠に基づいて責任の有無を明確にする手続ではありませんので、証拠が十分にそろっているかどうかにかかわらず、当事者間の自主的な紛争解決を支援します。手続は、災害時ＡＤＲが行われていること自体も含めて、非公開です。

なお、災害時ＡＤＲの申立てには、時効中断の効力はありませんのでご注意ください。

Q2 どのようなトラブルを解決してくれるのですか？

災害を原因として発生したトラブルであれば、分野を問いません。
近隣トラブル、借地・借家、境界問題、契約の解除、雇用問題など。

例）
- 隣の家のブロック塀が地震により倒れて、自動車が破損してしまった。
- 地震により借家が一部壊れてしまったが、大家さんが直してくれない。
- 地震後突然解雇されてしまった。

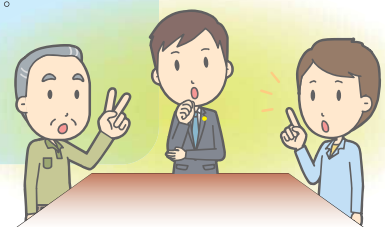

Q3 申立てはどうするのですか？

郵送またはＦＡＸにより、申立書を提出していただきますが、
弁護士がお電話で具体的な申立内容をお伺いすることもあります。

Q4 どのように話し合いを行うのですか？

経験豊富な弁護士が､申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で和解による解決を目指します。

Q5 時間はどのくらいかかりますか？

申立てから解決まで２か月程度の時間で解決することを目指します。

Q6 費用はどれくらいかかりますか？

申立手数料は無料です。和解が成立した場合、成立手数料が発生します。
成立手数料は、後記「手数料について」をご参照ください。

Q7 場所はどこで行われますか？

原則として弁護士会館ですが、場合により現地などで開催することも可能です。
お問合せください。

■ 災害時ＡＤＲの手続の流れ

申立て
FAX・電話等

郵送・ファックス・電話等による申立てとなります。

↓

相手方の応諾
手続を進めることについて

本手続は話し合いによる紛争の解決を目指すものですので､相手方に最初から話し合いに応じる意向がない場合（不応諾の場合）には、その時点で手続を終了せざるを得ないことをご了承ください。

↓

審理期日

期日は、事件の性質により開かれる回数が異なります。
原則として期日は３回以内、期間は２か月以内で解決することを目指します。

↓

和解不成立

和解成立